338

平成24年行政事業レビューシート(厚生労働省)																	
事	業名	災害援護貸付金				担当部局庁			社会∙援護局				作成責任者				
	開始・ 定)年度	昭和49			9年度		担当課室		á	総務課災害救助・救援対策室				古者	都 賢	_	
会計区分		一般会計				WI-3-1 災害に際し応急的な支援を実施す					施する	こと					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1 項					画、通知等			災害用慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の 貸付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いに ついて							
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)		自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。															
(5行	集概要 程度以 訓添可)	g以															
実施	地方法	□直	接実施	口委割	託•請:	負 🗆	補助) D	負担		口交付		■貸付	□その	他		
	車額 • 行額 ∶百万円)	予当初		初予算	21:]予算 3			22年度 380		23年度 200			24年度 200		25年度要求		
		「算の状況	算 補正予算														
			状 繰越し等					▲ 101									
			沿 計			380		279			200	00 200		0		200	
		執行額		額	30			27			74						
		執行率(%)			8%		10%	10%		37%				n 目標値			
	1 to 72 or	成果指標						単位	<u> </u>	21年度 22年度 23年度		度		漂値 年度)			
成男	目標及び 果実績 トカム)	災害 根金等の支給に 災害により家財や住家に に対し市町村が貸し付け 部を居が貸けするもので			被害を受けた被災者 た災害援護資金の一		成果実績			-		-	-			-	
		部を国が貸付するものであり、成身 になじまない 				八木田保の記	IX Æ	達成度	%		-		_	-			
2C.EL.#	と 拝面 でんっく	活動						単位	<u> </u>	20年度	2	1年度	22年	度	23年度	活動見込	
活動指標及び活動実績(アウトプット)		災害に対	により家 し市町村	対や住家に 対が貸し付け	する法律に基づき、 被害を受けた被災者 た災害援護資金の一		活動実績(当初見込			-		-	-			-	
		部を国が貸付するもので になじまない			あり、ノ	59、成果指標の設定		み)			-		-	(-)	(-	-)
		-					算出根拠					-					
,m		費目		24年度当初-	予算	25年度要求					Ė	Eな増え	減理由				
平成24・25年度予	貸付金			200		200											
算 内 訳	計		200		200												

事業所管部局による点検										
	評価	項目	評価に関する説明							
目的	0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、 優先度が高い事業である。。							
状・沢子の	0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	災害 災害 村							
	0	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	実績が貸付見込数を下回ったため							
資金	_	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。								
の流	_	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。								
使れ、	_	受益者との負担関係は妥当であるか。								
費	_	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。								
·	0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	災害援護貸付金に必要な費目に限定されている。							
活	_	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。								
動実	_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。								
續	_	活動実績は見込みに見合ったものであるか。								
成果	_	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。								
実		※類似事業名とその所管部局・府省名								
積	_	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。								
点 (事業が実施される)ため、コストの削減等の点検にはなじまないと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業に 検 ている。 結 おお、平成23年までの災害援護貸付金の予算執行率は低いが、東日本大震災への特例措置として被災者からの貸付申請期 した日の翌月から3か月以内」から「平成30年3月31日まで」に延長したことから、平成24年度以降は、これらの需要に対応する 執行率は改善されると考えている。										
		予算監視・効率化チームの所見	L							
;		平成23年度までの実績としては予算の縮減を検討すべきところであるが、東日本大震災への特例措置に対応すべき点を考慮す ると、現在の予算額及び事業の必要性は概ね妥当であり、引き続き効率的な執行に努めること。								
		上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概	(算要求における反映状況等)							
現 状 通 り		_								
	<u> </u>	補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象	象となっている場合はその結果も記載)							
		関連する過去のレビューシートの事事								
	2年行政	事業レビュー 平成23年行政	事業レビュー 390							

※平成23年度実績を記入 厚生労働省 74百万円 災害援護資金の貸付を行った市町村 を含む都道府県又は指定都市に対し、 災害弔慰金の支給等に関する法律第 12条第1項に定める負担割合(指定都 市又は都道府県が市町に貸し付ける 貸付額の2/3)を交付 A. 7県市 74百万円 災害弔慰金の支給等に関する法 災害援護資金の貸付を行った市町 律第10条第1項に定める対象者に 村に対し、都道府県が災害弔慰金 資金の流れ (資金の受け 取り先が何を 行っているか について補足 する) (単 位:百万円) の支給等に関する法律第11条第1 貸付 項に定める割合(市町村貸付額の 全額)を負担

		A.三重県		E.				
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	貸付金	災害援護貸付金	30			(1173117		
	計		30	計		0		
		В.						
	費 目	使 途	金額(百万円)	費目	F. 使 途	金額(百万円)		
		K &	(百万円)	— — —	K 22	(百万円)		
費目・使途								
費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロッ								
クごとに最大の 金額が支出され ている者につい								
ている者について記載する。費								
て記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)								
ように記載)				計		_		
	計	Ŷ	0		G.	0		
		C.	金 額	弗 ロ	金 額			
	費目	使 途	(百万円)	費目	使 途	(百万円)		
	=1		_	=1				
	計		0	計		0		
		D.	全 頞	H.				
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	計		0	計		0		

支出先上位10者リスト

A.					
	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三重県	災害援護資金の貸付	30	\setminus	
2	和歌山県	災害援護資金の貸付	13	\setminus	
3	新潟県	災害援護資金の貸付	12	\setminus	
4	岡山県	災害援護資金の貸付	11	\setminus	
5	福島県	災害援護資金の貸付	5		
6	鹿児島県	災害援護資金の貸付	2		
7	新潟市	災害援護資金の貸付	1	\setminus	
8					
9					
10					